

もりやま芦刈園

指定管理者募集要項

令和8年9月

守山市

目 次

1	施設概要	2
2	指定管理者が行う管理の基準	2
3	指定管理者が行う業務	2
4	指定期間	2
5	経費に関する事項	2
6	申請に関する事項	3
7	募集の手続に関する事項	6
8	審査・選定に関する事項	7
9	協定に関する事項	8

1 施設概要

- (1) 施設名称 もりやま芦刈園
- (2) 所在地 滋賀県守山市杉江町地先
- (3) 公園面積 18860.58㎡
- (4) 建物概要

ア 東屋(H=2,550 W=3,600 D=3,600)	2 基	建築面積	25.92㎡
イ 便所(W=10,000 D=4,000)	1 棟	建築面積	40.00 ㎡
ウ パーゴラ(H=2,465 W=7,200 D=2,700)	2 基		
エ 管理棟(W=2,000 D=3,000)	1 棟	建築面積	6.00 ㎡
オ 駐車場	35 台		

2 指定管理者が行う管理の基準

守山市都市公園条例（昭和46年条例第32号）第9条の2の規定によるもののほか、その他規則で定める管理の基準に従って、施設の管理を行わなければならない。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の管理運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 経営管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

なお、具体的な業務内容および履行方法については仕様書等による。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 経費に関する事項

もりやま芦刈園に「利用料金制」を導入する。指定管理者は、利用者が支払う利用料金や自らが企画、実施する各事業の収入等を自らの収入とするほか、守山市（以下「市」という。）が支払う指定管理料をもって施設を運営するものとする。

(1) 指定管理料について

ア 管理経費基準額

5,908,000円（消費税等含む）／年

イ 指定管理料の額は、申請者の提案事項とし、アの管理経費基準額を限度に提案すること。

ウ 各年度の指定管理料は、申請時の提案を基に、市と指定管理者の協議によって定

めるものとする。ただし、5年の指定管理料の合計額は、提案額に5を乗じた額を限度とする。

エ 施設の構造・特性・設置状況等や社会経済情勢の変化により、現行の管理運営形態を見直すべき事由が生じた場合には、市と指定管理者の協議の上、指定管理料を変更することができるものとする。

(2) 経費（指定管理料）の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払う。なお、支払時期および方法は協定にて定めるものとする。

(3) 指定管理者の収入として見込まれるもの

- ア 指定管理料
- イ 利用料金
- ウ 自主事業収入
- エ その他

(4) 指定管理者の支出として見込まれるもの

- ア 人件費
- イ 事務費
- ウ 事業費
- エ 管理費（光熱費、保守管理費、修繕費等）
- オ その他施設の管理運営に必要な経費

6 申請に関する事項

(1) 申請資格

ア 過去10年間に於いて5年以上、公園もしくは植物園の管理運営または業として植物の栽培管理を行った実績を有し、かつ市内に事務所または事業所を有する法人その他団体とする。

なお、次のいずれかに該当する団体は、申請することができない。共同事業体に関しては、構成団体のいずれか一団体でも該当する場合は申請できない。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 法律行為を行う能力を有しない者

(ウ) 破産者で復権を得ない者

(エ) 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

(オ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定管理者

の指定の取消しを受けたことがある者（本市の取消しに限定しない。）

(カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第255号）等の規定により更正または再生の手続きをしている者

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

(ク) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体またはこれに類する団体）

(ケ) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体またはこれに類する団体）

(コ) 本市における指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者

(サ) 国税および地方税を滞納している者

イ 共同事業団体について

複数団体により共同事業体を構成する場合は、団体名称を設定し、団体内での代表となる団体を定めること。なお、単独で申請した団体が同時に共同事業体の構成団体になることや、一つの団体が同時に複数の共同事業体において構成団体となることはできない。

選定後の協議は代表となる団体を中心に行うが、協定の締結については共同事業体の構成団体すべてを当事者とし、協定に関する責任は構成団体すべてが負うこととする。

なお、代表となる団体または構成団体の変更は、原則認めない。

(2) 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類について、正本1部、副本14部の計15部およびPDF化したデータをUSBに記録し、提出期間内に提出すること。

ア 指定管理者申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 団体概要（様式第4号）

オ 定款または寄付行為の写しおよび登記事項の証明書（法人登記簿謄本および法人印鑑証明書または法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

カ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および財産目録

キ 市税滞納有無調査承諾書（様式第5号）

- ク 納税証明書（国税、県税および市税に関するすべての納税証明書。消費税および地方消費税を含む。）
- ケ 住民票（法人にあっては代表取締役。法人以外の団体にあっては、その代表者。）
- コ 労働保険料納付済証明書
- サ ISO14001・9001を取得している者は、登録書の写し
- シ 指定管理者の指定申請資格についての申立書（様式第6号）
- ス 共同事業体協定書兼委任状（様式第7号）
- セ 共同事業体連絡先一覧表（様式第8号）
- ソ その他市長が必要と認める書類

※ 証明書類は証明年月日が申請書提出日前の3月以内のもので、それぞれ発行官署において定めた様式によるものを使用。なお、副本については写しでも差し支えない。

(3) 留意事項

ア 複数提案について

複数の提案はできない。

イ 虚偽の記載

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

ウ 申請の辞退

申請の辞退は、守山市指定管理者候補者選定委員会開催の前日までに限り、指定管理者指定申請辞退届（様式第11号）により行うことができる。

エ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。

オ 申請書類の取扱い

(ア) 申請書類は、理由の如何を問わず返却はしない。

(イ) 申請者の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体に帰属する。なお、指定管理者の選定結果および提案内容等を公表する場合は、その他市が必要と認めるときには、市は申請者の承諾を得ず、無償で提出書類の全部または一部を公表できるものとする。ただし、団体の財務に関する書類については公表しない。

(ウ) 申請内容に、特許権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じる事象に係る責任は、すべて応募者が負うこととする。

7 募集の手続きに関する事項

(1) スケジュール

ア 申請要項等の配布

令和8年9月30日(水)から同年10月9日(金)まで

イ	現地説明会の申込	令和 8 年 9 月 30 日 (水) から同年 10 月 9 日 (金) まで
ウ	現地説明会の開催	令和 8 年 10 月 14 日 (水)
エ	質問書の受付	令和 8 年 9 月 30 日 (水) から同年 10 月 14 日 (水) まで
オ	質問書の回答	令和 8 年 10 月 16 日 (金)
カ	申請書類の受付	令和 8 年 9 月 30 日 (水) から同年 10 月 21 日 (水) まで
キ	選定委員会の開催	令和 8 年 11 月 4 日 (水)
ク	指定管理者の候補者選定	令和 8 年 11 月下旬予定
ケ	選定結果の通知	令和 8 年 11 月下旬予定
コ	議会議決・指定管理者の指定	令和 8 年 12 月下旬予定
サ	指定管理者との協定の締結	令和 9 年 1 月予定

(2) 申請要項の配布

申請要項等は、令和 8 年 9 月 30 日 (水) から同年 10 月 9 日 (金) まで配布する。ただし、土曜日、日曜日および祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）は除く。

配布時間：午前 9 時から午後 4 時 45 分まで

配布方法 ①守山市建設部土木管理課での直接配布

②守山市ホームページ (<http://www.city.moriyama.lg.jp/>) からのダウンロード

(3) 現地説明会の開催

現地説明会を次により開催する。

参加希望の団体は、現地説明会参加申込書（様式第 9 号）により申し込むこと。参加人数は、1 団体につき 2 人までとする。

開催日時：令和 8 年 10 月 14 日 (水) 午前 10 時から

集合場所：もりやま芦刈園駐車場

申込方法：現地説明会参加申込書（様式第 9 号）に必要事項を記入のうえ、令和 8 年 10 月 9 日 (金) までに、守山市建設部土木管理課に持参すること。受付は、土曜日、日曜日および祝日を除く午前 9 時から午後 4 時 45 分まで。

(4) 質問書の受付

事業計画等申請に関する質問は、次により受け付ける。

受付期間：令和 8 年 9 月 30 日 (水) から同年 10 月 14 日 (水) まで

ただし、土曜日、日曜日および祝日は除く。

受付時間：午前 9 時から午後 4 時 45 分まで

受付場所：守山市建設部土木管理課

提出方法：質問書（様式第 10 号）に記入のうえ、受付場所へ持参または郵送すること。郵送は令和 8 年 10 月 14 日 (水) までに必着のこと。

なお、質問書以外の方法（口頭、電話等）では受け付けない。

(5) 質問書の回答

回答は、現地説明会での質問・回答を含め、令和8年10月16日（金）に守山市建設部土木管理課のカウンターに掲載する。

(6) 申請書類の受付

申請書類は、次により受け付ける。

受付期間：令和8年9月30日（水）から同年10月21日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日および祝日は除く。

受付時間：午前9時から午後4時45分まで

提出場所：守山市建設部土木管理課

提出方法：提出場所へ直接持参すること。不慮の事故による紛失または遅配については考慮しない。郵送、電送による提出は受け付けない。

(7) 選定結果の通知

選定後、速やかに選定結果を申請者に通知するものとする。（11月下旬予定）

(8) 指定管理者の指定

議会議決後に指定管理者として指定する。（12月下旬予定）

(9) 指定管理者との協定締結

指定管理者と協定を締結する。（1月予定）

8 審査・選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の選定にあたっては、「守山市指定管理者候補者選定委員会」を設置し、「公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の下記基準に照らして総合的に審査し、同委員会の意見を聴き、適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

(2) 基本的な選定基準

ア 事業計画書等の内容が、当該公の施設について、住民の平等な利用を確保およびサービスの向上が図られること。

イ 事業計画書等の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

ウ 事業計画書等の内容が、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 事業計画書等に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模および能力を有していること。

オ 施設管理の安全性や利用者への適切な対応への配慮が十分なされてあること。

カ 当該公の施設の性質または目的に応じ、市長等が特に定める基準を有していること。

(3) 選定方法

提出された申請書類およびプレゼンテーションに基づきヒアリングを行い、企業の経営能力や提案内容を審査し、総合点数方式により選定する。

(4) 再度の選定について

次の場合は、再度の選定を行うことがある。

ア 応募がなかった場合

イ 応募があったもののいずれも適切な提案でなく、候補者が選定できない場合

ウ 選定の結果を通知した後に、次に掲げる事情で指定管理者に指定できない場合

(ア) 議会において指定議案が否決されたとき。

(イ) 指定管理者（候補者）が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力存在をなくしたとき。

(ウ) 指定管理者（候補者）に応募資格がなかったことが判明したとき。

(エ) 指定管理者（候補者）が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

(5) 協定の締結

市は、候補者の選定後、候補者と細目について協議を行い、市議会の議決を経て候補者が指定管理者として指定された後協定を締結する。

9 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

決定した候補者と協定内容等について事前協議を行い、市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定するとともに、市は指定管理者と協定を締結する。

(2) 主な協定内容

ア 管理運営を行う施設等に関する事項

イ 協定期間に関する事項

ウ 管理運営業務の内容に関する事項

エ 事業計画に関する事項

オ 市が支払うべき管理費用に関する事項

カ 公の施設の管理業務に当たって知り得た利用者その他の者に係る個人情報の保護に関する事項

キ 事業報告書等に関する事項

ク 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項

ケ 事故および損害の賠償に関する事項

コ アからケまでに掲げるもののほか、市が必要と認める事項

【問い合わせ先】

守山市建設部土木管理課 公園緑地係

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話 077(582)1134 FAX 077(582)6947

E-Mail dobokukanri@city.moriyama.lg.jp